外

務

省

13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	<u>一</u>	4	3	2	1	<u></u>		
13 国際コーヒー理事会決議第四百三十六号	12 附属書	11 最終規定	10 協議、紛争及び苦情	9 一般規定	8 統計上の情報、研究及び調査	7 コーヒーに関する民間部門	6 事業計画に係る機関の活動	5 消費振興及び市場動向	4 国際コーヒー機関	3 加盟国による一般的約束	2 定義	1 目的	二 協定の内容	4 早期国会承認が求められる理由	3 協定の締結により我が国が負うこととなる義務	2 協定締結の意義	1 協定の設立経緯	一 概説		目次
六		五	五	五	五	四	ш	Ш		Ξ									ページ	

』	1 コーヒー生産者への支援の奨励及び促進	三 二千一年の協定との主要相違点
	四 ・	2 1 荔

概説

1 協定の設立経緯

六年) となっていたため、 協定」という。)に順次引き継がれてきた。二千一年の協定は、平成十九年(二千七年)九月三十日にその有効期間が終了すること に千九百六十二年の国際コーヒー協定が作成され、その後、千九百六十八年の国際コーヒー協定、千九百七十六年の国際コーヒー協 八回国際コーヒー理事会において二千七年の国際コーヒー協定(以下「この協定」という。)が採択された。 千九百八十三年の国際コーヒー協定、千九百九十四年の国際コーヒー協定及び二千一年の国際コーヒー協定 .界のコーヒーの価格の安定及びコーヒーの供給と需要との間の均衡を図ることを目的として、 九月から平成十九年(二千七年)九月まで新たな協定の交渉会議が開催され、平成十九年(二千七年)九月二十八日に第九十 その有効期間の終了が近づくに伴い、これに代わる新たな国際コーヒー協定を作成するため、 昭和三十七年(千九百六十二年) (以下「二千一年の 平成十八年(二千

協定締結の意義

調査を通じた国際協力等について定めるものである。 この協定は、 開発途上にあるコーヒー生産国の経済発展に協力すること等の見地から有意義であると認められる。 有効期間が延長された二千一年の協定に代わり、 我が国がこの協定を締結することは、 国際コーヒー機関の組織、 コーヒーに関する情報の交換、 コーヒーの安定的輸入の確保に資するこ 研究及び

3 協 定 の締結により我が国が負うこととなる義務

国際コーヒー機関の運営予算に係る分担金を支払うこと。

この協定の締結により我が国が負うこととなる主要な義務の概要は、

次のとおりである。

- (1)
- (2)] ヒーに関する所要の情報を提供すること。
- (3) コー ヒー の取引及び消費の増大に対する障害を可能な限り除去するための方法及び手段を追求すること。
- (4) 他 の産物をコーヒーに混合し、 又はコーヒーとともに加工し、若しくは使用することを要求する規則を維持しないこと。
- 4 早期国会承認が求められる理由

我 が 玉 は、 平成二十一年(二千九年)九月三十日を限りに、 有効期間が延長された二千一年の協定への参加を終止した。

近 年)二月二日に効力を生じており、 年、 (二千十年) 口 シア、 中国、 以降、 韓 過去十年なかったほどの著し 国等の新興国のコー 我が国として、 ヒーの消費の拡大により国際コー いコーヒーの国際価格の こうした近年の国際コーヒー市場における状況の変化を踏まえ、 乱高下が見られる。 ヒー 市場の需給が逼迫してきているほか、 この協定は、 平成二十三年 (二千十 コーヒー 平成二十二

二 協定の内容

定的輸入の確保に取り組むとの観点から、この協定を早期に締結することが望ましい。

この協定は、 前 文、 本文五十一箇条、 末文、 一の附属書及び国際コー <u>ا</u> 理事会決議第四百三十六号から成り、 その概要は、 次のと

1 目的(第一章

おりである。

する理 玉 開 ち 生 業者等の能力を強化する戦略であって貧困の軽減に貢献し得るものを策定し、 0 \mathcal{O} 害の撤廃を促進すること、 利益となる事業計画を作成し、 :門と協議する場を提供すること、 産者を援助し得る金融上の手段及び役務に関する情報の提供を促進すること等を目的とする(第一条)。 を奨励すること、 利益を増進するためコーヒーの品質を向上させること、 発 の結果を収集し、 の協定は、 か 解を求める協議のための場を提供すること、 つ、 消費者及び生産者の双方にとって公正な価格をもたらす国際市場の構造上の状況並びに生産及び消費の長期的 コーヒーに関する問題について国際協力を促進すること、 加盟国へのコーヒーに関する技術移転を援助するための研修事業及び情報提供事業を促進すること、 配布し、 コーヒーに関する経済的、 及び公表すること、 及び評価し、 持続可能なコーヒー産業を発展させるよう加盟国を奨励すること、 並びに当該事業計画のための資金を調達すること、 コーヒーの消費及び市場の発展を促進すること、 コーヒーの国際貿易の拡大を促進し、 技術的及び科学的な情報、 コーヒー産業における食品の安全に関する適当な手続を作成するよう加盟 コーヒーに関する問題について政府間で協議 及び実施するよう加盟国を奨励すること、 統計及び研究成果並びにコー 当該国際貿易の透明性を高め、 消費者の満足を高め、 加盟国及び世界の 供給と需要との間 ヒーに関する研究及び コーヒー 小規模な農 の均 コ 及び生産 及び貿易障 な傾向に関 及び] 物質を保 <u>ا</u> 民間 経済

定義(第二章)

2

この 協定上の用語 「コーヒー」、 「コーヒー -年度」 「寄託者」 等) について定義している。 また、 寄託者に係る国際 Ľ

理事会の決定がこの協定の不可分の一部を成すことを規定している。(第二条

3 加盟国による一般的約束 (第三章)

原産地証明書が適切に発行され、及び使用されることを確保する責任を負うこと、 加 盟国による一般的約束として、 加盟国はこの協定に基づく義務の履行を可能とするために必要な措置をとること、 加盟輸入国は再輸出に関する定期的 加盟輸出 カゝ つ正 確な情 玉 は

4 国際コーヒー機関 (第五章から第八章まで)

報を提供すること等を規定している(第三条)。

- (1) カン (第六条 つ、 九百六十二年の国際コーヒー協定に基づいて設立された国際コー この協定の実施を監視するため、 存続する。 機関の最高機関は、 1 玉 際コ 機関] (以下「機関」という。) は、 ヒー理事会 (以 下 「理事会」という。)とする。 この協定を運用し、
- (2)有 ける。 機関は、 (第七条) 法人格を有する。 機関は、 特に、 契約を締結し、 動産及び不動産を取得し、 及び処分し、 並びに訴えを提起する能力を
- (3)理事会は、 機関の全ての加盟国で構成する。 この協定によって明示的に与えられる全ての権限は、 理事会に属する。 (第八条及

び

第九条

- (4) 場合には、 票の七十パーセント以上(それぞれ別個に計算する。 理事会は、 出席し、 全ての決定及び勧告をコンセンサス方式によって行うよう努める。 かつ、 投票する加盟輸出国の投ずる票の七十パーセント以上及び出席し、 の多数票による議決で、 決定及び勧告を行う。 理事会は、 コンセンサスに達することができない かつ、 投票する加盟輸入国の投ずる (第十四条
- (5)十七条)。 事務局長は、 機関の首席の管理職員であるものとし、 この協定の運用に関して自己に属する任務の遂行について責任を負う
- (6) 任 する任務の遂行について責任を負う。 財 政及び運営に関する委員会を設置する。 (第十八条) 同委員会は、 承認のため理事会に提出される運営予算の作成の監督その他 理事会が委
- (7) この協定の運用に要する費用は、 加盟国の年次分担金等をもって支弁する。 各会計年度の機関の運営予算に係る各加盟国の 分担

金の額は、 理事会が決定する。 運営予算に係る分担金の支払の義務は、 当該会計年度の初日に生ずる。 (第十九条から第二十一条

5 消費振興及び市場動向(第九章)

まで)

- (1) 加盟国は、 コーヒーの消費の増大を妨げるおそれのある障害の除去のための措置をとるよう努力する(第二十四条)
- (2)とができる。 消費振興及び市場動向に関する活動は、 また、 消費振興及び市場動向に関する委員会を設置する。 コーヒーの生産及び消費に関連する知識普及活動、 (第二十五条) 研究、 能力の開発及び調査を含むこ
- (3)この関連において、 加盟国は、 開発途上国が特に工業化及び製品の輸出によって自国の経済基盤を拡大することを必要としていることを認識する。 加盟国は、 他の 加盟国のコーヒー産業を崩壊させるおそれのある措置をとることを避けるべきである。 (第二
- (4)してはならない 加盟国は、 他の産物をコーヒーに混合し、 (第二十七条)。 又はコーヒーとともに加工し、 若しくは使用することを要求するいかなる規則も維持
- 6 事業計画に係る機関の活動 (第十章)

十六条)

.盟国及び事務局長は、この協定の目的の達成に寄与し、及び理事会が承認する戦略的な行動計画において特定される活動の優先

分野に寄与する事業計画に関する提案を提出することができる。また、事業計画に関する委員会を設置する。 (第二十八条)

- コーヒーに関する民間部門(第十一章)
- (1) 0 いて勧告することができる(第二十九条)。 輸出国及び輸入国の民間部門の代表それぞれ八人で構成する民間部門諮問委員会は、 諮問機関として、 理事会が諮問する事 項に
- (2)催 :するための措置をとる(第三十条)。 理事会は、 加盟輸出国、 加盟輸入国、 民間部門の代表その他関心を有する参加者で構成する世界コーヒー 会議を適当な間 隔で開
- (3)び リスク管理に関連する課題に関する協議を促進するため、 理事会は、 コーヒー生産地域における中小規模の生産者及び地域社会のニーズに特に重点を置いてコー コー ヒー産業における金融に関する協議 0 フ Ė オ] 産業における金 ラムを適当な間 融及

する非 他 加盟国及び関連の専門知識を有するその他のものの代表を含める。 の関連機関と協力して開催する。 フォーラムには、 加盟国、 政府間 機関、 (第三十一条) 金融機関、 民間部門、 非 政 以府機関、 利 害関係 を有

8 統計上の情報、研究及び調査 (第十二章)

件等を含むコーヒー産業に関連する分野に関する研究及び調査の企画立案並びに技術的な報告書等の作成を促進する。 関する技術的 機 関 は、 コー な情報の収集、 Ľ -の生産、 価格、 交換及び公表のためのセンターとして活動する。 輸出、 輸入、 再輸出、 流通及び消費に関する統計上の情報並びにコーヒーの栽培、 機関は、 また、 コーヒーの生産及び流 通 加工及び (第三十二条 経済的な 利 用

· 一般規定(第十三章)

から第三十四条まで)

- (1) 理事会は、 新たな国際コーヒー協定について交渉することの可能性を検討することができる(第三十五条)
- (2)加盟国は、] ・ヒー資源及びその加工の持続可能な管理に妥当な考慮を払う(第三十六条)
- (3)加盟国は、 コー 1 産業に従事する人々の生活水準及び労働条件を自国の発展の段階に応じて向上させることに考慮を払う(第
- 10 協議、紛争及び苦情 (第十四章)

三十七条)。

加 盟国が行うことのある申立てに関する協議並びにこの協定の解釈又は適用に関する紛争及び苦情の処理について規定している

(第三十八条及び第三十九条)。

- 11 最終規定 (第十五章)
- (1) る 政 府及び加盟輸入国の総票数の三分の二以上を有する署名政府が、 この協定は、 (第四十) 平成十九年(二千七年)九月二十八日現在の票の配分において、 批准書、 受諾書又は承認書を寄託した時に確定的に効力を生ず 加盟輸出国の総票数の三分の二以上を有する署名
- (2)二回以上連続して(ただし、 この協定は、 効力を生じた後、 延長期間の合計は、 十年間効力を有する。 八年を超えないものとする。 理事会は、 この協定の満了の日後についてこの協定の有効期間 延長することを決定することができる。 を 回又は (第四十

八条)

(3)署名、 締結、 脱退、 留保、 改正、この協定の正文等について規定している(第四十条及び第四十一条、 第四十三条から第四十七

12 附属書

条まで並びに第四十九条から第五十一条まで)。

二千一年の協定に定める煎りコーヒー、 カフェイン抜きコーヒー、 液状コー ヒー及び可溶性コーヒーの生コー ヒー相当重量を得る

13 国際コーヒー理事会決議第四百三十六号

ための換算係数について規定している。

機関を協定の寄託者に指定すること、機関の事務局長に対し、 協定の原本等を保管し、 並びに協定の原本の認証謄本を作成し、 及

三 二千一年の協定との主要相違点

び送付するよう要請すること等について規定している。

1 コーヒー生産者への支援の奨励及び促進

る課題に関する協議を促進するため、コーヒー産業における金融に関する協議のフォーラムが開催されることが規定された(第一条 協定の目的にコーヒー生産者への支援の奨励及び促進が追加されるとともに、 コーヒー産業における金融及びリスク管理に関 連す

2 組織及び意思決定手続の簡素化並びに理事会の議決方法の変更

及び第三十一条)。

及び加盟輸入国の双方の七十パーセント以上の票による議決に変更された。 について、 二千一年の協定において理事会の下に設置されていた執行委員会が廃止された。また、理事会の全ての決定及び勧告に関する議決 加盟輸出国及び加盟輸入国の双方の過半数の票(特定の事項については三分の二以上の票)による議決から、 (第六条及び第十四条) 加盟輸出 玉

四 協定の実施のための国内措置

1 この協定の実施のためには、新たな立法措置を必要としない。

2 ے の協定の実施のため、 機関の運営予算に係る分担金を支払うための予算措置を必要とする。

- 1 採択 平成十九年九月二十八日 ロンドンにおいて採択
- 2 効力発生 平成二十三年二月二日
- 3 署名国 四十七箇国及び欧州連合

アンゴラ、ベナン、ボリビア、ブラジル、ブルンジ、カメルーン、中央アフリカ、 インド、インドネシア、ケニア、リベリア、マダガスカル、マラウイ、メキシコ、ニカラグア、ナイジェリア、ノルウェー、パナ マ、パプアニューギニア、パラグアイ、ルワンダ、スイス、タンザニア、タイ、東ティモール、トーゴ、チュニジア、トルコ、ウガ コートジボワール、キューバ、エクアドル、エルサルバドル、エチオピア、ガボン、ガーナ、グアテマラ、ギニア、ホンジュラス、 アメリカ合衆国、ベトナム、イエメン、ザンビア、ジンバブエ、欧州連合 コロンビア、コンゴ民主共和国、 コスタリカ、

4 締約国 平成二十七年二月一日現在 四十五箇国及び欧州連合

アンゴラ、ボリビア、ブラジル、ブルンジ、カメルーン、中央アフリカ、コロンビア、コスタリカ、 ア、マダガスカル、マラウイ、メキシコ、ニカラグア、ノルウェー、パナマ、パプアニューギニア、パラグアイ、フィリピン、 エクアドル、エルサルバドル、エチオピア、ガボン、ガーナ、グアテマラ、ホンジュラス、インド、インドネシア、ケニア、リベリ イエメン、ザンビア、ジンバブエ、欧州連合 シエラレオネ、 スイス、タンザニア、タイ、東ティモール、トーゴ、チュニジア、トルコ、ウガンダ、アメリカ合衆国、ベト コートジボワール、キューバ、